

- 氏名 : 山田 智之 (やまだ ともゆき)
- 会員番号 : PE-0207
- 専門分野 : Environmental Engineering
- 登録日 : 2012年8月23日
- 登録州 : Washington



## 6. 登録体験記

### 6-1. FE/PE 試験

以下の通り、FE/PE試験を受けました。

- FE試験 (午後: 土木) : 2008 年10月 (JPEC)
- PE 試験 (環境) : 2009 年4月 (JPEC)

PE試験の勉強はFEの結果が届いた後に問題集の購入し勉強を始めたため、約2ヶ月という準備期間でしたが、FEで勉強の癖がついていたのでかえって集中力が継続し、今思えばよかったと思います。

### 6-2 登録州の選定 (2009年)

登録州の選定にあたり、特に以下について各州の登録条件を調べました。

- 1) 州の住民を登録要件としていないこと
- 2) SSNを要求しないこと
- 3) Environmentalの分野が登録可能であること
- 4) 非ABET大学の単位に対してNCEESのEvaluationを必要としない州
- 5) 必要業務経験年数が5年以内であること

1)、2)、3)を満たす州は多かったのですが、4)については、JPECのHP、NCEESのHP及びJSPEのマガジンから調べた結果、数州しかなかったと記憶しています。特に2009年頃から、NCEES以外のEvaluationを認めない州が増えたため、各州の最新の状況を確認するのにとても苦労しました。

4) NCEESのEvaluationを避けたかった理由は、NCEESの場合、Evaluationに必要な書類として卒業証明書、成績証明書及びCourse Descriptionが大学より提出されることを求めており、私の卒業した大学ではCourse Descriptionを英語で用意することができない事、もし私がCourse Descriptionを英訳したとしても、その英訳を大学が作成したものとして (印鑑を押印して) 提出することができない旨、大学の教務課から連絡頂いていたためです (当該問題は後に解決。後述6-6参照)。

なお、5)の経験年数については、合格当時、自分の業務経験年数が5年であったことから必要条件としました。

しかし結局、当時は上記を満たす州を見つけることができず、経験年数8年あればNCEESのEvaluationを必要としない州がある旨、JPECのHP、JSPEのマガジンに書いてあったので、登録作業を3年間中断することになりました。

### 6-3 登録州の選定（2012年）

2012年4月によりやく経験年数が8年になったので、登録作業を再開しました。JPECのHP、JSPEマガジンで、8年の業務経験があれば、Washington州での登録が可能と読み取れるところがあったので、Washington州で登録することに決めました。

### 6-4 PE 登録作業準備開始（2012年4月）

必要書類として以下を準備しました。

—申請書

—Referenceとして5名の方（上司・同僚）に依頼(うちPE3名)

—業務経験に対するVerification（2通）。5名のReferenceとは別の方に依頼（\*）。

（\*）米国の公的機関に所属する場合、PEでなくとも直属の上司にVerificationをもらうよう申請書に記載してあったので、現職場分については直属の上司にVerificationを依頼。前職分は、日本の技術士を持っている上司にVerificationを依頼。

—申請費：Money Orderを同封

なお別途NCEESにPE、FE試験結果をWashington州に送付するよう依頼しました。

### 6-5 Washington州への申請書類の送付（2012年5月）

必要書類をすべて封筒に入れ5月にEMSで送付しました。EMS到着記録日の4日後に、Applicationが届いたこと、及び、残りの必要なDocumentationとしてLaw and Ethicの試験をOn-lineで受けるよう書かれたLetterがE-mailで届きました。

### 6-6 WA 州法試験（2012年5月）

Letterを受け取ったその日のうちに試験を受けました。州法をWeb で確認しながら問題を解くことができるので、2時間程度で難なく満点で合格することができました。合格したことと次のプロセスについてDOLに問い合わせたところ、6月後半（1ヵ月後）にBoardに私のApplicationを送る旨返信がありました。

### 6-7 NCEESのEvaluation取得作業（2012年6月～8月）（添付も参照）

6月後半に、DOLから「Boardメンバーから、あなたの大学は非ABETなのでEvaluationが必要との連絡がありました。なお、Washington州では、NCEESのEvaluationしか認めません。」との連絡がありました。

経験年数が8年以上なので必要ないのでは、という返信をしましたが、「州法に必要である旨書かれているので必要だ」という返答を頂きました。Washington州では外国からのComity登録に対して厳しく対応する動きがあったことから、以前に登録された方々に比べ、私の場合厳しい対応になったのかもしれない。JSPEの方に状況を相談した結果、NCEESのEvaluationを取る方向で進めるしかないと感じ、JSPE会員の方からのアドバイスを頂き、NCEESのEvaluationを取得するための作業を以下の通り行いました。

— Course Descriptionを英訳（A4約45ページ分、10枚ほどは2009年時点で作成済み）

— 大学に英訳を送付し、協議の上、「This English translation is for reference. In case of any discrepancy, the original Japanese text shall prevail」との記述を付けることで、印鑑を押すことに同意頂く

- 大学からNCEESに書類を送付（7月24日発送、8月1日着）
- NCEESからWashington州に書類が送付（8月7日）

なお、上記プロセスについて、別途添付で取りまとめましたので参照ください。

## 6-8 PE 登録完了

8月7日に、NCEESからEvaluationの書類が送付される旨、Washington州にE-mailで連絡しましたが、10日経っても返信がありませんでした。また、Washington州のHPに、2012年8月1日より、PE資格を持たないもののComityによる申請を中止する旨記載があったことに気付いたことから、8月22日に再度、自分自身の状況について問い合わせたところ、次の日に登録が完了した旨連絡が来ました。

## **7. 職場でPE登録が持つ価値**

現在私は、日本にある米国の公的機関で環境エンジニアとして働いております。環境分野においてPE資格が明確に必要となる分野の一つとして、「Spill Prevention, Control and Countermeasure Plan (SPCCP) Program」があります。

これは米国特有な分野かもしれませんが、米国では各オイルタンクに対して、オイルの漏えいを防止するための施設の評価、施設の維持管理方法、漏えいが起こった際の緊急対応手段等が記載された、SPCC Planを用意する必要があります。そして、このPlanはPEがReview及びCertifyするよう、米国法（40CFR § 112.3）で求められています。

今のところ、実際私が管轄している施設において、私自身がPlanをCertifyする予定はないのですが、来年管轄の施設で当該Planの更新を予定しており、PEだけができる業務を目の当たりにできるいい機会だと思います。また、いずれ私自身も作成に携われるようになりたいと考えています。

## **8 最後に**

州に直接登録要件について確認しないまま目の前の都合のいい情報を鵜呑みにし、安易に登録作業に進んでしまったため、最終的には結局一番苦労する道になってしまいました。

特に、私のように経験年数が8年未満であり、非ABETの大学卒業である受験者に対しては、今後、試験主催者であるJPECのHPに、より詳しい説明があったほうがいいのではと感じました。州によっては試験から2年以上経つと、再度試験を要求するところがあるとのことなので、せっかく合格しても無駄にならないよう配慮いただければと思います。現在のJPECのHPに、ワシントン州をはじめ、登録例が掲載されていますが、少なくともこれらについて、私のように誤解する人がいなくなるよう、現在の状況を追記すべきだと思います。

今後JPECでPE試験を受ける方はWashington州での登録がほぼ不可能になりましたが、Wyoming、Delaware州等、まだ登録が可能な州はいくつかあると思います。PEライセンスが必要で今後JPECで受験されることを考えている方は、まず自分自身でどの州に登録するかを州のHP等で確認してから、FE、PE試験を受けることを強くお勧めします。

そして、NCEESのEvaluationが必要である州に登録先として選ぶのであれば、出身の大学が英語のCourse Descriptionを準備することができるのか、もしくは、自分自身が英訳したものを、大学が押印しNCEESに送付することが可能なかを確認されたほうがいいのかと思います。

最後になりますが、登録作業を進める中で何度か行き詰った際にJSPEの方々には相談に乗っていただき、

大変お世話になりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上